

議案第24号

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、事業者による業務継続計画の策定に係る措置等を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成27年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第2項第2号オ中「第33条第17号」を「第33条第14号」に改める。

第33条第9号の次に次の1号を加える。

- (9)の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第36条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第37条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基

準該当介護予防支援事業者（介護保険法施行規則第113条の9第7号に規定する基準該当介護予防支援事業者をいう。次項において同じ。）及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第10条（前条第1項において準用する場合を含む。）及び第33条第28号（前条第1項において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項及び第29条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第20条（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第20条各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に

関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第21条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第23条の2（改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。